

## 行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権付与を求める意見書

平成20年7月1日、行政書士法の一部を改正する法律が施行され、行政書士が行政手続法に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続、その他の意見陳述代理を法定業務として行えることとなった。これにより、実定法に精通した行政書士がこれら代理を業とすることが可能となり、行政手続法の利用が一層図られる環境が整備されたところである。

しかしながら、現在、行政不服審査法における行政不服申立手続の代理権については、弁護士のほか、弁理士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士には一定の範囲で審査請求代理権が付与されている一方で、登用試験科目として、行政手続法、行政不服審査法及び行政事件訴訟法が出題され、行政関係法規に精通している行政書士には代理権が付与されていない状況は、行政不服申立手続が国民にとって必ずしも利用しやすい環境になっているとはいえない。

そこで、官公署への提出書類等の作成、提出を熟知する行政書士に対し、不服申立手続の一連の行政手続について、その代理を可能とさせることは、国民の権利行使の拡大に大きく寄与するものである。

よって国におかれては、実定法に精通し高度な専門性を有する行政書士に対し、行政不服審査法に係る行政不服審査手続の代理権を付与するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月13日

徳島県議会議長 岡 本 富 治